

# ●都市基本計画の見直しを進めています

## ●あなたのご意見をお聞かせください

市では、都市計画制度を活用した暮らしやすいまちづくりを推進するため、都市計画の基本的な方針となる「都市基本計画」の見直しを進めています。

市基本計画をまとめていく予定です。

化会館、ビッグアリーナ、女性青少年会館  
それぞれの施設の開館時間内

### ●資料の閲覧場所

- ①都市整備課および各支所 基盤産業課

午前8時30分～午後5時

15分(土・日を除く)

- ②市役所1階市民コーナー

午前8時30分～午後5時 15分

- ③図書館「煥章館」、市民文

### ●閲覧・意見提出期間

6月2日(月)～6月27日(金)

問合先  
都市整備課  
☎35・3176

### 都市基本計画とは…

都市計画区域を対象として、おおむね20年後を見据え、都市の将来像を示し、土地利用や都市施設の整備方針などについて定める計画で、都市計画に関する基本的な方針となるものです。

市は、この計画に基づき個別のさまざまな都市計画の決定・変更や事業の推進をはかっていきます。

### ●●●●● 説明会の日程 ●●●●●

開催日	会場
6月9日(月)	丹生川支所(丹生川町坊方)
10日(火)	上広瀬公民館(国府町上広瀬)
11日(水)	丹生川支所(丹生川町坊方)
12日(木)	国府老人いこいの家(国府町木曾垣内)
13日(金)	市役所(花岡町2)
16日(月)	市役所(花岡町2)
17日(火)	名張公民館(国府町名張)
18日(水)	ななもり公民館(清見町牧ヶ洞)
19日(木)	国府公民館(国府町広瀬町)
20日(金)	ふるさと会館(清見町三日町)

※時間はいずれも午後7時30分からです。

## 省エネ改修 固定資産税が 減額されます

国の税制改正が行われ、地球温暖化防止に向けて家庭から排出されるCO2(二酸化炭素)の削減を目的に、省エネ改修を行った住宅の固定資産税を減額する制度が始まります。

制度に該当するのは、次の要件を満たす住宅です。

**対象住宅の範囲** 平成20年1月1日に建っていた住宅で平成20年4月1日から平成22年3月31日までに改修したもの

**工事内容** 窓、床、天井、壁の断熱工事(窓工事は必ず施工)によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に

新たに適合するもの  
改修工事費 30万円以上  
改修に係る申告 改修後3カ月以内に申告書を税務課に提出  
添付書類 改修内容が省エネ基準に適合すること  
を証する書類  
減額の範囲 1戸当たり120㎡分の1/3を減額  
減額の期間 改修が完了した年の翌年度1年分

### ●固定資産税減額の具体例

例1: 住宅面積100㎡で課税標準額が180万円の住宅の場合  
減額額

180万円×税率1.4%×1/3=8,400円

減額後の固定資産税額

25,200円(180万円×税率1.4%) - 8,400円 = 16,800円

例2: 住宅面積140㎡で課税標準額が252万円の住宅の場合  
減額額

252万円×税率1.4%×120㎡/140㎡×1/3=10,080円

減額後の固定資産税額

35,280円(252万円×税率1.4%) - 10,080円 = 25,200円

問合先

税務課  
☎35・3136